

令和4年第3回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年3月3日(木) 13時36分から14時30分

2. 開催場所 香美市基幹集落センター2階大ホール

3. 出席委員 (17名)

会長	19番	原	心一						
会長職務代理	7番	森安	正						
委員	1番	水田	義郎	2番	平山	則雄	3番	横山	実男
	4番	森田	良彦	5番	岡田	修一	6番	堤	昭雄
	8番	宗石	和彦	9番	西村	広幸	10番	西岡	久
	11番	山崎	彰	12番	三木	克司	13番	上島	陽子
	14番	鍵山	佳広	15番	小松	和啓	16番	三谷	富重
	17番	山内	茂	18番	岡本	博臣			

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	非農地証明願いについて
	第3号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第4号	使用貸借返還通知報告について
	第5号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
	第6号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第7号	下限面積の設定について
	第8号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局次長	和田	小百合
事務局係長	川村	周作
農地主事	森本	宏
農地係長	公文	直樹

7. 会議の概要

議	長	開会(13時30分) それでは、皆さんこんにちは。だいぶこう暖かくなりましてですね、梅の花も、満開の花もあろうかと思えます。まあ、非常にいい季節になりました。今日はですね、皆さん方任期の中で最後の委員会ということになると思えます。また4月から新しいないせんで進めていきたいというふうに思っていますのでよろしくお願いをしたいと思います。今、世界を見ますとロシアがウクライナに戦争というふうな形でですね、大変、どう言いますか、人道的に非難されるような行為が行われています。是非とも私たち委員会としてもですね、このことについてはですね、絶対に反対というふうな気持ちを持って進んでいきたいというふうに思っています。日本がどんな風に巻き込まれるか、まだまだ分かりませ
---	---	---

んが、ウクライナの難民もですね、日本が受け入れるというふうなことで総理が表明をしていますが、我々から見たら当然のことであろうと思ってます。まあ、この戦争が早く終息することを祈りながらですね、見守っていききたいというふうに思ってますのでよろしくお願いを致します。3年間それぞれ、委員を務めていただきました皆様方、どうもお疲れさまでした。まあ4月1日からはですね、新しい体制でまた進むようになりますし、また市長選挙がありまして、市長がどういうふうに変化をするかわかりませんが、農業委員会としてはですね、今まで通り進んでいきたいというふうに思ってますのでよろしくお願い致します。またコロナの終息をするかなという思いもしてましたけどもなかなか、新しいオミクロン、また変なウイルスが発生をしゆうというふうなことで、なかなか減ってきませんけれども、高知県においてはですね、3月6日をもって、打ち切るというふうなことで正常になってくると思いますけれども、4月に入って第1回目の定例会が7日ですが、その頃にかなり激変をしてですね、まあ、どう言いますか、懇親会が出来るような状態になればですね、歓送迎会もできるかなあと思うてますのでよろしくお願いをしたいと思います。

それでは議案に沿いまして進めて参りたいと思っておりますのでよろしくお願いを致します。なお、議案書に訂正がありますので、よろしくお願いを致します。

事務局 すいません、議案書の訂正を致します。議案書の14ページ、最後のページですけど、下限面積の設定についてという。その左の上に第9号と書いてますけど、第7号の間違いですので、正式には議案第7号で訂正をお願いします。以上です。

議長 はい、議案に入る前にですね、議事録の署名人の指名をさせていただきます。本日は山内委員と岡本委員をお願いをしたいと思いますのでよろしくお願いを致します。

あの本日の欠席はおりません。全員出席です。

それでは議案に沿いまして第1号議案農地法第3条の規定による許可申請より説明をお願いします。

事務局 はい、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町猪野々字平石ノ下352番イ、地目は田、面積は671㎡、外3筆、計4筆で合計面積1,919㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は3,013㎡、譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模拡大、資料は1、10a当たり18,238円で総額35,000円です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町有瀬字大タ21番4、地目は田、面積は1,504㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は8,579.68㎡、譲渡理由は経営縮小、譲受理由は隣接地の取得、資料は2、10a当たり340,425円で総額512,000円です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町有瀬字大タ21番8、地目は田、面積は841㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は8,579.68㎡、譲渡理由は経営縮小、譲受理由は隣接地の取得、資料は3、10a当たり342,449円で総額288,000円です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町有瀬字子々ミガキ57番1、地目は田、面積は300㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は2,490㎡、譲渡理由は経営縮小、譲受理由は経営規模拡大、資料は4、10a当たり1,000,000円で総額300,000円です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町有瀬字子々ミガキ50番、地目は田、面積は419㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は2,490㎡、譲渡理由は経営規模縮小、譲受理由は経営規模拡大、資料は5、10a当たり954,654円で総額400,000円です。

6番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町朴ノ木字黒土72番、地目は田、面積は363㎡、外8筆、計9筆で合計面積3,478.63㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲渡理由は管理が出来ないため、譲受理由は隣接地の取得、資料は6です。

7番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は物部町神池字池田1188番、地目は畑、面積は85㎡、外9筆、計10筆で合計面積834㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は11,261㎡、譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模拡大、資料は7、10a当たり100,000円で総額83,400円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議 長 以上、議案第1号につきまして説明がありました。ただ今より質疑を行いたいと思いますので、皆さん方、ご質問があれば挙手をお願いしたいと思います。。

事 務 局 すいません、ちょっと3条の方で補足をさせていただきます。皆さんにお配りしている農地法第3条の調査書の中の議案第1号の受付番号4番、出てきてもらって、譲渡人が■■■■さんで譲受人が■■■■の件ですけど。譲受人の経営農地は2,490㎡であり、3反に足りてないですけど、香北町有瀬で野菜とか果樹を栽培してます。今回取得する農地の合計面積は719㎡であり、経営農地面積と合算すると3,290㎡となり、下限面積の3,000㎡を満たしていますということで、今の農地は3,000㎡に足りてないですけど、今度買う分を合計すると3000㎡を超えるということで、この議案第1号の4番と5番が■■■■さんが今度農地を買う分につきまして補足説明をさせていただきます。それと議案第1号の受付番号6番の■■■■さんと■■■■の所有権移転の分ですけど、譲受人の経営農地は現在無いということで高照寺、お寺の住職さんですけど、管理が出来ないのでどうにかしたいということで、しかし、今回取得する合計面積が3,478㎡であり、下限面積の3,000㎡を満たしていますので、今回新しく贈与に向けて申請地は香北町の朴ノ木で新規に梅、柿、さつまいも、しきびの栽培を予定しますということで、果樹とか、野菜、さつまいもとか作るということで確保していくということです。一気に3000㎡買うことであれば下限面積を満たしているということで、可能性ですので、そのことを説明したんです。以上です。

議 長 補足説明まで終わりましたが、先程の説明の4番についてはですね、今度買われる土地を含めると3,000㎡を超えますのでそれは問題無いというふうに思います。6番についてはですね、■■■■さんいいましたかね、お寺の住職なんですけど、この人が前回までにちょっと問題があった田んぼをですね、埋め立てをして駐車場にすると、また復元してますが、そういう人でして、私も今回、このお寺さんの言うことを聞くまで知りませんでした。ちょっとまあ、次々と農地が、本人の取得をしたいとか、そういうところに出てきてですね、今度も農地を取得してますが、この土地、朴ノ木の周辺の委員さん、また推進委員さんについてもですね、十分にこの、農地として作られておるか、管理をされておるかですね、十分注意をしていただいて、もし、埋め立てをしたりとかいうふうなことになる時は、早速委員会の方に報告をお願いをしたいと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。

何かご意見はありませんかね。

■さんについてはですね、今回の件ではありませんが、別の件で駐車場にしたいという申請が出てくるらしいです。駐車場になっちゅうところについてはですね、申請があつて許可を得て駐車場になっちゅうということです、その点については報告しておきますが、また今回出ちゅうところにつきましては農地として管理をされるというふうなことで、またその後ですね、農地から転用になるということもあるかもわかりませんが、現在のところは、そういうことですのでお願いをしておきたいと思います。

皆さん方から何か他にご意見ありませんか。

———質疑なし———

議 長

格段無いようですので、採決に入って行きたいと思います。
それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてですが、賛成の方の挙手をお願いします。

———全員挙手———

議 長

はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第2号、非農地証明願いについての説明をお願いします。

事 務 局

議案第2号 非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町加茂字下賀茂258番1、地目は畑、面積は4.20㎡、利用状況は山林、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は昭和55年頃に耕作不便により、耕作放棄。山林化し、現在に至ります。調査員は鍵山委員で資料は8です。

2番、申請地は土佐山田町山田字原田1513番2、地目は田、面積は145㎡、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は平成13年より、西側の駐車場から宅地への進入路及び庭として利用しはじめ、現在に至っています。調査員は西村委員で資料は9です。

3番、申請地は香北町朴ノ木字中城1040番1、地目は田、面積は882㎡、利用状況は山林、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は水利権が無く、長年(約25年)耕作できない土地です。調査員は三谷委員で資料は10です。

4番、申請地は香北町朴ノ木字大門124番、地目は畑、面積は39㎡、外1筆、計2筆で合計面積290㎡、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は別棟(朴ノ木字大門123番)を建てた70年位前には、既に建物があつた模様、推測では建ってから100年以上になります。調査員は三谷委員で資料は11です。以上です。

議 長

説明がありましたので、順次詳細の説明をお願いします。1番について鍵山さんからお願いします。

委員(14番)

はい、資料の8をお願いします。見てもらったらわかると思いますが、周りは竹藪だらけで、昭和55年頃から作らなくなったそうです。周りに農地は無くて特に問題は無いと思います。

議 長

続きまして調査員西村委員をお願いします。

委員(9番)

資料の9を見ていただきたいと思います。ちょうどこの家は緑の枠でやつてある1513-2の右角からほんというたら家へ入るには右角からずっと右へ10

0m位行って、道まで、赤道で行かんといかん家へだったんですわ。その関係でこの前の土地を少し果樹を植えたりしてましたけど、一部家へ入る道をつけたり、庭にしてもう15年以上、もっと経ってます。庭を除けるにあたって、ちょっと掘り起こした時も、物部川の河原状態になりまして、もうゴロゴロで耕作できんようになりまして、そのまま至ってます。問題は無いと思います。以上です。

議長 続きますして三谷委員、すいません。

委員(16番) 資料の10を見てもらいたいと思います。ここはね、自分が覚えちゆう時にしたというか、25年て出てますけど、それ以上前からこのところに後ろに家を建てた人がおって、その前にそこに後ろの家と今度建てちゆうところが1枚の田んぼみたいになった感じで、水取口があったわけですけど、赤い圃いの道路を隔てた後ろの家の左側にこの人の土地があつて、その時に田んぼはこう、水は家のところからきてましたけど、後ろへ家を建てた人が途中で、家を売り買いをしてや主が変わってからこの、ここはうちの土地じゃき、水はいかさんとゆうふうになってそれから一切前へは水が取れなくなって、自分も実際に行って、前に話してくれと話したけど、水稻の耕作は難しいかなと思ってみよって、途中で青ネギを作る人が2年ばあ作ったかな。それから後はほとんどは耕作放棄地みたいな感じであつたようなところ。だいぶ明石さんにも再々あそこはどうかの言われて、自分としてはもう、もう仕方ないかなあと思つて、結局は現地へ行つてもうしやあないということで判をつきました。

議長 はい。

委員(16番) 4番につきましたは、2月の8日やったかな、前の日に電話があつて8日の日に現場へ行くと、議案書に書きちゆう通りで、何十年も経つちゆう。主が亡くなって相続したいけど、どうしようということになった時に除外をせなあいかんとということで見に行きまして、そりやあまあ、前からわかちゆうき、問題は無いということで判を押しました。以上です。

議長 はい、補足説明まで終わりましたので、議案第2号についてですね、皆さん方より質問を受けたいと思いますが、皆さん方何かありませんかね。

すいません、私の方から2番にしてもですね、それから3番、資料9の2を②を見ると①もそうだと思いますけど、ちょっと暗いき、わからんけど、どういいますか、耕作放棄地、非農地にするにはですね、何とかすれば今まで作りよつたような状況で、作りやあせんような思いもします。それから資料10-3の下の③についてもですね、平場であつて、例えば柚子でも植えれば作れるんじゃないかなあという思いもするわけですけど、それから資料10-2の①についても、何か木が植わちゆうけど、これは何かはわかりませんけど、こういう状況である場合に果たして非農地というのは適当かなあという思いもしますし、それからもし隣の土地の人の承諾を得てない筆にですね、ここに非農地になったからといって建物を建てられると今度隣地の人にトラブルの何か起こりやあせんかなあと思ひもしますけど、そういうところははどうでしょうね。

事務局 資料10の方の補足説明をさせていただきます。本人さんは平成の十何年にここに農地を買われて、すぐその後でこの北側にお家が建つたということで三谷委員さんからも説明があつたように、そこから水がこんなつたというのは主張されてました。いろんなものを作ってはみたと、作つては枯らし、作つては枯らしで、何を植えてもちゃんとこう実に生らんかつたき、今木が植わちゆうように見えても全然これから実が取れることは無いと本人は強く主張してお

りました。自分たちも普通に考えたら1種農地なのでなかなかここ違うものにと
とか非農地っていうても、何とかここを農地としてやってもらえんろうかねと
話はしましたが、所有者さんが農業基盤課まで行って、いろいろお話をされた
というので、県からまた相談もありまして、いろんないきさつがあったうえ
で、どうしてもここは本人さんが何を植えても生らんかったと言い張るので、
そういうことであれば、転用は認められませんか、1種農地なので、それは絶
対譲れません。本人が言うには15年以上前から、ずっと何か植え、何か植
えしたけど、全然物にならんかった、ここでずっと農地を、農業しいと言われ
ても、もう自分はとてもしゃくはいいんと言われるのもう基盤課の方ともち
よつと相談しまして、どうしてもということであれば転用は絶対認められない
ので、もう唯一譲れるのが非農地でしょうかねというところで着地点がそうな
りましたので、もうご理解をいただきたいと思います。あと同意書について
は、隣地について同意書しっかりいただいております。

議 長 それは西側だけね。

事 務 局 はい、西側ですね。

議 長 北側、南側は問題無いらう。

事 務 局 北側は道があつてお家なので、問題無いと思います。東側は谷が3m以上の
段差があつて、南側は山林ということで、一番問題になる、可能性になる西側
については、しっかり、相続人の方の、所有者さんはもう亡くなられてるの
で、相続人の方の同意をいただいております。問題ないだろうということ。
2番につきましても東側の所有者さんの方から同意をいただいておりますの
で、こちら周囲の同意はいただいているということでご理解いただきたいで
す。

議 長 はい、補足説明が終わりましてですね、隣地の同意もいただいちゃうとい
うことですので格段問題は無いかと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思いま
す。議案2番につきましてもご質問何かありませんかね。

———質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですので採決に入りたいと思いますので、よろしくお願ひを致
します。
それでは議案第2号、非農地証明願ひにつきましても原案通り賛成の方の挙手
をお願ひ致します。

———全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第3号農地法第18条第6項の解約通知報告についての説明
をお願いします。

事 務 局 はい、報告第3号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致しま
す。

1番、申請地は土佐山田町字新野2327番1、地目は田、面積は866㎡、貸人
及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日は令和3年12月23日、引渡日は
令和4年3月1日、解約理由は借り手変更のためです。

2番、申請地は土佐山田町字新野2308番2、地目は田、面積は786㎡、外3
筆、計4筆で合計面積2,441㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解

約日は令和3年12月23日、引渡日は令和4年3月1日、解約理由は借り手変更のためです。以上です。

議 長 議案第3号につきまして説明がありました。それで合意解約ということでありますので格段問題は無いかと思いますが、皆さん方からご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんか。

——質疑なし——

議 長 格段無いようですので、議案第3号の農地法第18条の通知につきましては報告案件ですので報告のみとさせていただきますと思います。
それでは議案第4号、使用貸借返還通知報告について説明をお願いします。

事 務 局 報告第4号 使用貸借終了農地返還通知について説明致します。
1番、申請地は香北町猪野々字平石ノ下352番イ、地目は田、農振区分は農用地、面積は671㎡、外3筆、計4筆で合計面積は1,919㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約日・引き渡日は令和4年1月4日、解約理由は農地売買のためです。
ちょっと前後しますが、議案第1号の申請番号1の案件に繋がるものです。はい、以上です。

議 長 報告案件、第4号の使用貸借権終了の農地返還通知についてですが説明が終わりました。皆さん方より質問があれば受けたいと思いますが、何か質問はありませんかね。

——質疑なし——

議 長 格段無いようですので、この議案第4号の使用貸借返還通知報告については原案通り認めたいと思いますが、報告案件ですので、よろしくをお願いします。
議案第5号農地法第5条の規定による届出についての報告ですが、説明をお願いします。

事 務 局 はい、報告第5号 農地法第5条届出報告について説明致します。
1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字百石畑111番5、地目は田、面積は177㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は木造2階建て住宅1棟、資料は12で調査員は事務局川村です。以上です。

議 長 はい、第5号農地法第5条による届け出の報告ですが、説明がありました。皆さん方よりご質問を受けたいと思いますが、この件につきましては市街化区域内に一般住宅を建てられるというふうなことであってですね、格段問題は無いと思いますが、ご質問があれば受けたいと思います。

——質疑なし——

議 長 格段質問が無いようですのでこの件につきましても報告のみとさせていただきます。
続きまして、議案第6号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、説明をお願いします。

事 務 局 はい、議案第6号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。
8ページから、申請番号1番、新規設定です。土佐山田町影山の農地3筆、

合計面積が 3,342 m²を [] の [] さんが借り受け、水稲を栽培します。賃借権で期間は3年です。

2番、同じく新規設定です。土佐山田町影山の農地 538 m²を、1番と同じ [] の [] さんが借り受け、水稲を栽培します。賃借権で期間は3年です。9ページにいきます。

3番、再設定で、土佐山田町須江の農地 4,009 m²を [] の [] さんが借り受け、水稲を栽培します。賃借権で期間は3年です。

4番も再設定です。土佐山田町佐古藪の農地3筆、合計 1,197 m²を [] の [] さんが借り受け、やっこねぎを栽培します。賃借権で期間は10年です。

10ページにいきます。

5番、新規設定です。土佐山田町山田の農地、590 m²を、 [] の [] さんが借り受け、水稲を栽培します。賃借権で期間は5年弱となります。終了日を年末にしたかったようですので少し半端になります。

6番、新規設定で、土佐山田町宮ノ口の農地、1,279 m²を、 [] の [] さんが借り受け、水稲を栽培します。賃借権で期間は5年です。

7番、11ページに移ります。7番、新規設定で、土佐山田町京田の農地4筆、合計 3,549 m²を、 [] の [] さんが借り受け、ピーマンを栽培します。賃借権で期間は6年です。

8番、新規設定で、土佐山田町中野の農地2筆、合計 2,187 m²を、 [] の [] さんが借り受け、野菜を栽培します。賃借権で期間は1年です。

12ページにいきます。

9番、新規設定で、土佐山田町の農地2筆、合計 2,079 m²を、 [] の [] さんが借り受け、水稲と野菜を栽培します。賃借権で期間は5年と1カ月です。こちらは終了を年度の終わりにしたかったようで、3月末までの貸し借りとなっております。

10番、新規設定です。土佐山田町加茂の農地2筆、合計 627 m²を [] の [] さんが借り受け、野菜か水稲を栽培します。賃借権で期間は5年です。

13ページにいきます。

11番、再設定で、土佐山田町宮ノ口の農地2筆、合計 1,579 m²を [] の [] さんが借り受け、二条大麦を栽培します。賃借権で期間は1年です。

12番は新規設定で、土佐山田町船谷の農地18筆、合計 6,564 m²を [] の [] さんが借り受け、サカキと水稲・野菜を栽培する予定です。こちらは使用貸借で期間は5年です。

14ページにいきまして、13番です。再設定で、香北町蕪生野の農地、497 m²を [] の [] さんが借り受け、ニラを栽培します。賃借権で期間は3年です。

14番、新規設定です。物部町大栃の農地2筆、合計 712 m²を [] の [] さんが借り受け、イモ・フキを栽培します。使用貸借で期間は1年です。以上です。

議長 以上説明が終わりましたので、議案第6号について皆さん方より質問を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

ごめん、13、14ページの [] さんは親子関係か何か。そうじゃない。

事務局 姉妹。

議長 あの姉妹だそうです。

議長 まあ一括でかなり広い面積を姉妹が作らなあいかんということで借るそうで

す。
他に何かありませんかね。
8番、この人は農業は全然してない感じで。

事務局 大豊におじいちゃんがいらっしゃって農業をされていたので、そこでお手伝いをしながら学んだということで、今自分があちこちの農地を借りて順々に広げているということです。若いです。22歳かな。

議長 分かりました。山田に是非出てこんろうかね。土地があるが。他に皆さん方から何かご質問はありませんかね。

——質疑なし——

議長 格段無いようですので、採決に入りますが、ご異議ございませんか。

——異議なし——

議長 はい、それでは議案第6号、香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。それでは続きまして議案第7号下限面積の設定についての説明をお願いします。

事務局 はい、議案第7号議案の16ページをご覧ください。
読み上げをさせていただきます。
下限面積の設定について
農地法第3条の許可要件の1つに下限面積要件があり、農地の権利を取得するためには、経営する面積が一定規模以上でなければ許可できないことになっています。
この下限面積要件は、経営面積があまりにも小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとするもので、農地法で定める基準は50aとなっています。
ただし、この下限面積が、地域の平均的な経営規模などからみて地域の実情に合わない場合には、別段の定めができることとなっており、本市においては、平成27年4月1日付けで、下記のとおり下限面積を設定しています。
また、香美市空き家バンクに登録された空き家に付属した農地については、令和2年1月6日付けで、下記のとおり下限面積を設定しています。
下限面積の設定については、「農業委員会の適正な事務実施について（平成21年1月23日経営第5791号農林水産省経営局長通知）」において、農業委員会は毎年、下限面積の設定または修正の必要性について審議することとなっています。
令和4年度の下限面積の設定について審議をお願いします。
下には農地法施行規則第17条第1項、土佐山田町については下限面積40a（4,000㎡）、香北町については30a（3,000㎡）、物部町については30a（3,000㎡）、農地法施行規則第17条第2項は香美市内で下限面積0.1a（10㎡）としています。
それと補足説明で、資料27-1、と2、両面刷りの分がありますけど、黄色とか、紫とか緑とか色を付けている農地の権利取得における下限面積要件という

資料を見て下さい。

資料 27-1 と下に書いてますけど、左側の紫色の枠に、下限面積要件とありますが、農地法第 3 条第 2 項第 5 号では、原則、都道府県では、50 a 以上、北海道は 2 ha 以上が下限面積と設定されています。

資料の真ん中、矢印がありますけど、矢印の右側には、上に緑で特例（農地法施行規則第 17 条）を記載しています。

これは法定面積 50 a が地域の実情に適さないと判断される場合には、この規則に基づき、別段の面積を設定することができ言うものです。

第 1 項の要件ですが、平均規模が小さい地域では、

① 自然的・経済的条件からみて営農条件がおおむね同一の区域であること。

② 当該区域において、別段の面積未満の農地を耕作している者の数が 4 割を下回らないこと。赤色の下線を引いている、この記載が重要となってきます。

③ の設定単位は a とし、10 a 以上の面積で設定すること。

以上の要件を満たす場合には、別段の面積を設定することができます。

次に、第 2 項の要件については、担い手が不足している地域で、

① 遊休農地等が相当程度存在する区域について、

② 当該区域内の位置及び規模からみて、小規模農家の増加により、区域内及び周辺の農地等の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れのない場合に、

③ 任意の面積で設定が可能（10 a 未満でも可能）となります。

具体例を言いますと「農地付き空家バンク」の下限面積に設定する要件となります。

次に、裏の資料 27-2 をご覧ください。

これは、第 1 項の別段の面積を設定する地域で耕作をしている者の数が 4 割を下回らないことを確認する資料となります。

これを確認する方法としては、

① の農林業センサスを活用する方法と

② の農地基本台帳を活用する方法があります。ここで言う農地基本台帳は農家台帳と同じです。

上段の①は、2016年（平成28年）の農地基本台帳のデータです。農地基本台帳というのは、香美市で整備している農地台帳のことです。

表の見方として、20 a 未満の割合と 20 a 以上の割合を合計すると 100% になります。表の中を縦に赤の二重線で区切っていますが、それぞれの面積、20 a、30 a、40 a、50 a について、未満か以上か 2 択に絞って、地区の全農家戸数に対するの割合を示しています。

また上段の表の中で、青色に色付けをしているところが 4 割を下回らないところ です。

上段の表にある土佐山田町の 40 a 未満、青色で色付したところを見ていただくと、1,330 が農家戸数で、40 a 未満の農家戸数の割合が 58% あるということになります。土佐山田地区の 40 a 未満の戸数が 4 割を下回らないことになり、40 a の設定が可能ということ です。

同じく香北町は 30 a 未満の農家戸数が 326 戸で、58.8%、物部町は 217 戸で 64.2% となっており、30 a での設定が可能であるということになります。

平成 27 年から①の表データを基準にして香美市の下限面積が設定されています。

次に②の表は、2020年（令和2年度）の農林業センサスのデータとなっています。下の表の農林業センサスでは、上段の①の表のように、10アールさびみの数値が示されていないので、参考となりません。

また、①の上段の表について、最新のデータを拾うことができないので資料を作成することができません。これについては、農業委員会のシステムが、上段の資料を作成した時点のシステムから現在使っているシステムへ更新して、システム自体が違うものになっていますので、このことから、①の資料が過去のデータではありますが、この資料を参考にさせていただきたいと考えます。

資料の説明については以上です。

令和4年度の香美市下限面積の設定について、ご審議をしていただきたいと思います。

よろしくお願ひ致します。

議 長 はい、事務局より説明がありました。この件につきまして、皆様方からご質問があれば受けたいと思いますが、格段ありませんかね。

——質 疑 な し ——

議 長 格段無ければですね、本年度についてもですね、先程説明があった通り、下限面積、山田40a、香北・物部30aとそして特例といいますか、第2項については0.1aで空き家付き農地バンクに登録された農地についてですね、空き家付きであれば一緒に売れますよというふうなことになるかと思います。今までやってきてかなり実績も上がってますので、皆さん方ある程度理解もいただいておりますが、格段質問があれば受けたいと思いますが、無ければですね、今年もこの方法で進めていただきたいと思いますので、賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

——全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
それでは続きまして、第8号その他の件で出てますが、資料に基づいてついでご説明をお願いしたいと思います。

事 務 局 はい、その他の報告資料というものを載せてまして、同意書と一緒にお渡ししている右の上に写真の、香北町の吉野の青少年の家の周辺のお墓についての件ですが、令和3年11月の定例会の資料ということで皆さんに諮ったところですね、同意書が無かったので、条件付きで同意書があれば県の方へ提出するという案件でした。1つはですね、■■■さんから■■■さんへ、地番で言うたら吉野の1199の2という道沿いの農地へお墓を造るということで転用ということでしたが、同意がこの北側、もう1枚開いて頂くと同意書がありまして■■■さんという方、この分筆を、この1枚の田から3枚にこう、現在申請中と隣の申請地とあと残地ということで、残った残地の分の北側の分と、それからこの申請地の南側、農道挟んで南側の農地、両方とも■■■さんが持たれている、北と南の同意書について同意書を貰ってます。それであと土地埋葬法では、墓を造る、半径100mのところには競技施設等があったら許可を貰わないといけないということで、農地法では今、農地法では特に農地だけの同意を貰うということで、道を挟んで左側は弓道場とか、プールとか体育センターありますけど、それについても教育委員会の同意を、貰わんでかまんかった分を貰ってますけど、同意は周辺の施設についても同意を貰ってますということを皆さんにお伝えして県の方へ提出したいと思います。それで転用の面積は変わりませんが、この1199の2については土地利用計画の中では個人墓が4基ということで計画にありましたけど、それがあの個人墓3基に変更されてます。転用の面積は変わってないけど、中に置くお墓の数が変わってます。それから次の1199の3、■■■さんから■■■さんに移る、この分も同意は条件付きでということで、

隣ですけど、この件についても譲渡人は■■■さんで変わりませんが、譲る人が違いますが、この件についてもあとの方で■■■さんに、北と南の同意を貰って教育委員会の方でも、施設の方にも同意を貰ってるということで、これで全部同意が取れたということで両方を出したいと思いますが、この1199の2の中についても定例会で諮ったあと、中身をちょっと変えたいということで、転用面積は変えませんが、■■■さんから大石さんに移る分を個人墓が3基という初めの計画ですから、納骨堂を1基にしたいということで、納骨堂を1つ作ることに変更になってます。それをご報告させていただきます。転用面積は何回も言いますが、変わりません。1筆を転用するという事になってます。以上です。

議 長 はい、その他の件につきましてですね、説明がありましたが、皆さん方からご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

委員（5番） あ、この同意書では納骨堂洋型1になって、3が個人墓3に件数が3にさっき逆に言うてなかったですね。

事 務 局 面積の方を今他のを探している間に言っておきます。■■■さんの方のお墓の面積が33、これがマックスです。お墓として認められる。■■■さんの方が30㎡です。同じような設計で出してきましたけど微妙に面積が違っていました。

■■■さんの方が納骨堂で、■■■さんの方が個人墓3基で説明の方が逆に言っていましたね。ご指摘の通りです。すいません。

議 長 岡田君オッケーですかね。はい、わかりました。他に何かご意見ありませんか。

それではですね、第8号議案のその他の件につきましては先程のお墓の件ですが、修正をしたものについて県へ提出して許可をいただくということになろうかと思いますのでよろしくお願ひします。その他の件、他にありませんか。

後ですね、最適化推進委員の意見交換会がありますので、その後また何かご意見があれば受けたいと思いますのでよろしくお願ひをします。それでは一旦ここで小休をしましてトイレ休憩等で取っていただいて、あの向こうの時計で半頃から始めたいと思いますのでよろしくお願ひをします。

閉会（14時26分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議 長 原 心 一 (印)

署 名 人 山内 春 (印)

署 名 人 岡本 博 臣 (印)